

令和8年度

事業計画書

(第17期)

自 令和8年4月 1日

至 令和9年3月31日

公益財団法人自動車リサイクル促進センター

東京都港区芝大門一丁目1番30号

日本自動車会館11階

目 次

| | |
|------------------------------|---|
| 【公1】 自動車リサイクルに関する事業 | 1 |
| I . 資金管理業務に関する事業..... | 1 |
| II . 再資源化等業務に関する事業..... | 3 |
| III . 情報管理業務に関する事業..... | 5 |
| IV . 自動車リサイクルの促進に関する事業 | 7 |
| 【公2】 二輪車リサイクルに関する事業 | 9 |

【公1】自動車リサイクルに関する事業

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、持続可能な循環型社会の実現に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として社会に貢献することが使命であり、資源の有効活用及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

I. 資金管理業務に関する事業

<基本方針>

本事業は、平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第92条が規定する資金管理法人として経済産業大臣及び環境大臣から指定を受けたことに伴い、法第93条に規定される資金管理業務を実施するものである。

本財団は、令和8年度においても、法第93条に規定される資金管理業務を行う。具体的には、リサイクル料金の収受、リサイクル料金の管理・運用、リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し、中古車輸出時のリサイクル料金の返還及び特定再資源化預託金等(以下「特預金」という。)のえん等を確実に実施する。

また、令和8年1月に本番稼働を開始した新しい自動車リサイクル情報システムの更なるリサイクルの高度化等に資する取組みを着実に推進するとともに、次期の自動車リサイクルコンタクトセンターのサービス開始に向けた準備を主管する情報管理部と連携して着実に進める。

<事業内容>

令和8年度に資金管理業務として実施する主要な事業は以下のとおりである。

1. リサイクル料金の収受

新車販売される自動車については新車登録・検査時まで、既販車のうちリサイクル料金が預託されていない自動車については引取業者引取時まで、自動車所有者からリサイクル料金の収受を行う。

令和8年度は、新車購入時預託450万台分548億円、引取時預託2万台分1億円のリサイクル料金の収受を見込む。

| 収受形態 | 台数 | リサイクル料金収入 |
|---------|---------|-----------|
| 新車購入時預託 | 4,500千台 | 54,791百万円 |
| 引取時預託 | 16千台 | 92百万円 |
| 合計 | 4,516千台 | 54,883百万円 |

2. リサイクル料金の管理・運用

自動車所有者から収受したリサイクル料金を運用の基本方針及び年度運用計画に基づいて、安全かつ確実な方法に加えて昨今の市場金利上昇を踏まえ、引き続き市場の金利動向を注視した管理・運用を行う。

令和8年度末における保有債券額面残高は9,437億円、このうち令和8年度の新規債券取得額面金額は905億円を見込む。運用収益は市場金利の上昇を受け69億円、資産全体の利回りは0.75%を見込む。

また、令和7年度から開始した期間20年のラダー型ポートフォリオの構築を進めるとともに、ESG投資(環境、社会、企業統治の観点を考慮した投資)の推進を通じて、社会貢献の拡大に努めていく。

3. リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し

自動車が使用済みになった場合、リサイクル義務を負う自動車製造業者等又は指定再資源化機関、及び情報管理センターに、該当の自動車に関わるリサイクル料金及びその利息の払渡しを行う。

令和8年度は、ASR223万台分140億円、エアバッグ類226万台分53億円、フロン類226万台分46億円、情報管理料金250万台分5億円、及び利息として合計33億円を見込む。

| 品目 | 台数 | 払渡支出(利息除く) |
|--------|---------|------------|
| ASR | 2,228千台 | 14,014百万円 |
| エアバッグ類 | 2,263千台 | 5,341百万円 |
| フロン類 | 2,256千台 | 4,580百万円 |
| 情報管理料金 | 2,503千台 | 476百万円 |
| 合計 | | 24,411百万円 |

4. 中古車輸出時のリサイクル料金の返還

自動車所有者がリサイクル料金の預託済み自動車を輸出した場合、当該所有者の申請に基づき、適正かつ確実に輸出がなされたことを証する書類などの提出を前提にリサイクル料金及びその利息を返還する。

令和8年度は、169万台分193億円、及び利息として14億円を見込む。

5. 特預金の出えん等

経済産業大臣及び環境大臣の承認を受けて、次のとおり特預金の出えん等を行う。

- (1) 離島対策支援事業の定常業務及び不法投棄等対策支援事業の拡充に要する資金として、合計235百万円を指定再資源化機関に出えんする。
- (2) 大規模災害発生に備えた地方公共団体向けの事前対応に要する資金として、9百万円を指定再資源化機関に出えんする。
- (3) 自動車リサイクルの更なる発展に向けた理解活動に要する資金として、資金管理法人において252百万円を充て、指定再資源化機関及び情報管理センターにそれぞれ、3百万円、8百万円を出えんする。
- (4) 自動車製造業者等による本財団の指定法人業務に関する費用の負担が休止されることに伴い、これまで自動車製造業者等が負担してきた当該費用として、資金管理法人において567百万円を充て、情報管理センターに対して353百万円を出えんする。

また、自動車ユーザーの便益や自動車リサイクル制度の安定運用に資する新たな特預金の用途について、幅広い視点から検討を行う。

6. 自動車リサイクル情報システム大規模改造の稼働後対応

令和8年1月に本番稼働を開始した新しい自動車リサイクル情報システムにおいては、稼働状況や利用者からの要望等を整理し、必要な対応を検討・実装する等の改善サイクルを回し、関連事業者の利便性向上を図るとともに、新機能を活用したリサイクルの高度化に資する取組みを推進する。

また、大規模改造後のシステムを踏まえた新たなコンタクトセンターの在り方の検討を主管する情報管理部と連携して実施し、本システムを利用する関連事業者等の更なる業務効率化や利便性の向上を図るとともに、次期の自動車リサイクルコンタクトセンターのサービス開始に向けた準備を着実に進める。

II. 再資源化等業務に関する事業

<基本方針>

本事業は、本財団が平成15年6月24日に法第105条が規定する指定再資源化機関として経済産業大臣及び環境大臣から指定を受けたことに伴い、法第106条に規定される再資源化等業務を実施するものである。

本財団は、令和8年度においても、法第106条に規定される再資源化等業務を行う。具体的には、特定自動車製造業者等からの委託による特定再資源化等物品の再資源化等業務、義務者不存在車等に係る特定再資源化等物品の再資源化等業務、離島対策支援事業、不法投棄等対策支援事業を確実にかつ効率的に実施する。

また、地方公共団体のためのセーフティネット機能の一環として引き続き、大規模災害発生に備えた体制整備・処理計画策定等に資する情報提供・啓発活動並びに研修会、不法投棄・不適正保管事案の解消に向けた業界団体と連携した取組み、不適正行為を行う事業者への指導強化に資する知見の共有、さらには地方公共団体固有の課題の解決に向けた支援を実施する。

<事業内容>

令和8年度に再資源化等業務として実施する主要な事業は以下のとおりである。

1. 特定自動車製造業者等からの委託による特定再資源化等物品の再資源化等業務(1号業務)

本業務では、1号事業者30社との再資源化等契約に基づき、特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施する。

令和8年度は、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で10,596台分、0.6億円の委託料金等収入を見込んでいる。

2. 義務者不存在車等に係る特定再資源化等物品の再資源化等業務(2号業務)

本業務では、義務者不存在車等(並行輸入車及び自動車製造業者等の倒産、撤退、廃業により自動車製造業者等が確知できない自動車)に係る特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施する。

令和8年度は、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で8,436台分、0.7億円の再資源化料金等受入収入を見込んでいる。

本業務においては、再資源化料金等受入収入を引取台数や処理費用の観点から分析し、適正な再資源化等料金を設定のうえ、自動車所有者等に向け公表する。

また、環境省並びに関係団体との連携を通じて、大規模災害発生時における被災自動車の適正処理に対する地方公共団体による対応の円滑化に向けて、以下を実施する。

- (1) 「巨大地震における仮置場移動被災自動車の発生量推計報告書」(以下「被災自動車推計」という。)等を最新情報に更新する。「被災自動車の処理に係る手引書・事例集」(以下「手引書」という。)及び最新情報の「被災自動車推計」に基づいた対応シミュレーションを自治体研修にて実施するなど、情報提供・啓発活動及び説明会・研修会を通じて、大規模災害時に地方公共団体に求められる被災自動車対応に係る知見の普及啓発を行う。
- (2) 令和6年能登半島地震等の復旧活動において本財団が行った地方公共団体への協力などで得られた知見を踏まえ、災害パターン別の対応を具体化したハンドブック及び手引書を研修会にて活用するとともに、地方公共団体向け専用ウェブページへ掲載する。

3. 離島対策支援事業(3号業務)

本業務では、使用済自動車等の引渡しに支障が生じている離島地域の125市町村に対し、運搬その他の支障を除去するための措置に要する費用として資金の出えんその他の協力を行う。

令和8年度は、(市町村からの計画申請があった)82市町村に対し、25,205台分、1.6億円の出えんを計画している。

また、本業務においては、以下を実施する。

- (1) 離島地域における自動車リサイクルの安定を維持するため、出えん実績等の分析により市町村の個別課題を特定し、解消を支援する。
- (2) 令和8年度に出えん申請があった市町村を対象に申請証憑の確認を実施し、申請内容と証憑類に齟齬が無いかを確認する。

4. 不法投棄等対策支援事業(4号業務)

本業務では、使用済自動車等が不適正に処分された場合において、生活環境保全上の支障の除去等の措置を講ずる地方公共団体に対し、資金の出えんその他の協力を行う。

また、本業務においては、使用済自動車等の不法投棄・不適正保管の解消・抑止に資するため、地方公共団体に向けたその他の協力事項として以下を実施する。

- (1) 不法投棄や不適正保管の事案について、所管する地方公共団体の対応状況を確認するとともに、国並びに解体・破碎業の業界団体と連携し、事案の解消に取り組む。また、使用済自動車等の不適正保管車両の撤去処理事業におけるこれまでの成果を踏まえ、不法投棄等対策支援事業要綱に基づいた生活環境保全上の支障の調査に係る支援業務についても地方公共

団体とともに検討を進め、必要に応じて出えんする。

- (2) 令和8年度も、地方公共団体担当者が行う事業者への指導等業務の円滑化と効率化を目的に、本財団主体の研修を継続実施する。担当者の知識の向上を目的とする「基礎知識研修」では、令和6年度から採用したeラーニングを引き続き活用し、事業者への指導・監督に係る技能の向上を目的とする「ステップアップ現場研修」では、3品目の適正処理に関する情報、立入検査を念頭に置いた知見を提供するなど、更なる内容の充実を図る。また、参加者との意見交換会を継続実施することで、研修内容の見直し改善を実施し、地方公共団体の担当者に対する支援を強化する。
- (3) 不適正行為に係る諸課題の解決に向けた地方公共団体の指導力を強化することを目的とし、令和6年度より実施している地方公共団体による解体業許可の新規取得者等への技術的なサポートを継続支援し、一層の開催地域拡大を図る。

5. 地方公共団体が撤去した解体自動車等に係る引取・再資源化業務(5号業務)

本業務では、不法投棄等対策支援事業(4号業務)で対象となった地方公共団体が撤去した解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施することとしている。

現時点で、令和8年度は地方公共団体からの要請見込みはないが、新たに要請等があれば必要に応じて対応する。

6. 不適正処分自動車の処理に係る引取・再資源化等業務(6号業務)

本業務では、地方公共団体その他の者の求めに応じ、引取り又は引渡しが行われていない解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施することとしている。

現時点で、令和8年度は地方公共団体その他の者からの要請見込みはないが、新たに要請等があれば必要に応じて対応する。

なお、再資源化等業務規程第18条第3項及び第5項に基づき、令和7年度の大規模災害対応(2号)業務に係る出えん収入の残余については、令和8年度の大規模災害対応(2号)業務を実施する費用に充て、同様に3号及び4号業務に係る出えん収入の残余については、令和8年度の第3号から第5号までの業務を実施する費用に充てる。

III. 情報管理業務に関する事業

<基本方針>

本事業は、本財団が平成15年6月24日に法第114条が規定する情報管理センターとして経済産業大臣及び環境大臣から指定を受けたことに伴い、法第115条に規定される情報管理業務を実施するものである。

本財団は、令和8年度においても、法第115条に規定される情報管理業務を行う。具体的には、移動報告事業及び電子マニフェストシステムの維持・管理、自動車リ

サイクルコンタクトセンターの維持・管理、改善等、書面利用移動報告事業、書類等交付事業、移動報告事項送信事業を確実かつ効率的に実施する。

また、令和8年4月に開始される資源回収インセンティブ制度が参加者により着実に実施されるようシステムに係る問合せ等に対応するとともに、次期の制度参加を検討する事業者に向けた関連情報の提供等取組みを継続する。

さらに、令和8年1月に本番稼働を開始した新しい自動車リサイクル情報システムの新機能を活用して更なる高度化等に資する取組みを推進するとともに、次期の自動車リサイクルコンタクトセンターのサービス開始に向けた準備を進める。

<事業内容>

令和8年度に情報管理業務として実施する主要な事業は以下のとおりである。

1. 移動報告事業及び電子マニフェストシステムの維持・管理、改善等

関連事業者等が報告した使用済自動車等の移動報告情報を保守・管理する事業(ファイルの閲覧への対応及び地方公共団体への遅延報告を含む。)を行うとともに、適正処理の促進及び理解普及のため、電子マニフェストシステムから得られる情報の積極的な活用に努める。

令和8年度は、電子マニフェストシステムにおいて引取工程での引取台数として245万台分の移動報告情報の管理等を見込んでいる。

また、移動報告情報の積極的な活用をもとにした適正化対策を実施するため、電子マニフェストシステムから得られる移動報告情報のデータ分析を深め、地方公共団体や関連団体等への適切かつ効果的な情報提供を行った上で、移動報告が長期間実施されていない等諸課題の更なる適正化を図る。

さらに、電子マニフェストシステムに蓄積した情報を活用して使用済自動車の再資源化等に関するデータの分析及び情報開示に努め、法に基づいた自動車のリサイクルが適正に実施されることを推進する。

2. 自動車リサイクルコンタクトセンターの維持・管理及び改善等

自動車所有者や関連事業者との接点であるコンタクトセンター業務について、品質向上と業務効率化を実現したスマートコンタクトセンターとして安定稼働を図りつつ、適宜有効な施策を講じて利用者の利便性の更なる向上を図る。

また、大規模改造後のシステムを踏まえた新たなコンタクトセンターの在り方の検討を主管部門として実施し、次期の自動車リサイクルコンタクトセンターのサービス開始に向けた準備を進める。

3. 書面利用移動報告事業

パソコンでの移動報告が出来ない関連事業者に対応するため、関連事業者からの申請に基づき、移動報告を代行する。

4. 書類等交付事業

最終所有者が重量税還付を受けるため、関連事業者等からの書類等交付請求に対し、解体通知車台発行状況結果等の書類を交付する。

5. 移動報告事項送信事業

自動車製造業者等が再資源化等預託金を収受するため、自動車製造業者等から委託を受けて、再資源化等預託金の払渡しを請求するために必要な情報を資金管理法へ送信する。

6. 自動車リサイクル情報システムの大規模改造後の取組み

令和8年1月に本番稼働を開始した新しい自動車リサイクル情報システムにおいては、稼働状況や利用者からの要望等を整理し、必要な対応を検討・実装する等の改善サイクルを回し、関連事業者の利便性向上を図るとともに、新機能を活用したリサイクルの高度化等に資する取組みを推進する。

7. 資源回収インセンティブ制度開始後の取組み

令和8年4月に開始される資源回収インセンティブ制度が参加事業者により着実に実施されるよう、事務局としてシステムに係る問合せ対応や新たに制度参加を検討する事業者に向けた関連情報の提供を図る。

また、自動車リサイクルの高度化についての議論を促進するとともに、制度のモニタリングや各コンソーシアムの取組みのベストプラクティスの収集、関連する諸制度との連携等を行い、広く自動車リサイクル制度における資源循環の方向性を周知する。

IV. 自動車リサイクルの促進に関する事業

<基本方針>

本財団は、令和8年度の取組みとして、令和3年7月に取りまとめられた「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」の提言に基づき、幅広い観点からユーザーの理解を促進するため、関係者間の連携を促進しながら一層の情報発信を行い、制度の透明性を高める。

また、自動車リサイクルの更なる高度化に向け、関係者間の連携を促進するとともに、自動車由来資源の高度循環及び適正処理の促進に資する基礎的情報を収集・調査し、広く発信・共有する。

さらに、自動車リサイクルのハブとして、国内外関係者に向けて日本の自動車リサイクル制度の意義や仕組みを紹介する活動を推進する。

<事業内容>

令和8年度に自動車リサイクルの促進に関する業務として実施する主要な事業は以下のとおりである。

1. 情報発信の質を高める取組み

広くユーザーの認知を獲得するために、世代や地域の特性に応じてユーザーの認知状況やニーズを把握する。同時に、自動車リサイクルの現状や変遷に関する情報収集を通じてコンテンツの質を高める。さらに、情報発信のコスト効率を向上させるために、情報発信の効果を把握する。

また、インターネットによる情報発信の質を高めるため、財団ホームページを全面的に見直す。

2. 地域ユーザーを対象とした普及啓発

「来て・見て・触って」をテーマにしたイベント出展や常設展示を通じて地域ユーザーへの普及啓発に取り組む。また、運転免許センター、高速道路サービスエリア等を活用して地域ユーザーが「自動車リサイクル」に関する情報に触れる機会を創出・提供する。

- (1) 地方公共団体等が主催する地域イベントに出展する。
- (2) 東京と大阪、福岡等の環境施設において「自動車リサイクル」に関する情報を常設展示する。
- (3) 運転免許センターや高速道路サービスエリア、道の駅や鉄道車内で動画等を活用して情報を配信する。

3. 小学生とその保護者等を対象とした学習支援等

小学生とその保護者等に向けた情報提供を通じて「自動車リサイクル」に関する学習を支援する。また、これらの施策で得られたコンテンツを活用して広くユーザーの普及啓発に取り組む。

- (1) 自動車の製造・販売・整備・解体・破碎といった「自動車リサイクル」に関わる人々の工夫・努力を紹介する現場見学会を主催する。また、小学校に自動車リサイクルに関する学習に役立つ情報を提供する。
- (2) 自動車リサイクルの学習教材を小学校、公共図書館、児童館等に提供する。
- (3) 第10回「クルマのリサイクル」作品コンクールを主催する。
- (4) 資源循環の重要性も盛り込んだ学びの機会として、出前授業を提供する。

4. 若年層を対象とした普及啓発

使用済自動車の解体現場の見学会や自動車教習所を活用し、若年層の普及啓発に取り組む。また、これらの施策で得られたコンテンツを活用して広くユーザーの普及啓発に取り組む。

- (1) 使用済自動車の解体工程に関する現場見学会等の実施を通して、持続可能な社会の担い手として、学びやアイデアを探る場を提供する。
- (2) 運転免許学科教本に「自動車リサイクル」に関する情報を掲載する。

5. メディアを利用した各施策の相乗効果を狙った取組み

新聞、テレビ、ラジオに加え、インターネット、SNS、鉄道車内サイネージ等の提供を強化し、様々なメディアを組み合わせ、広くユーザーが「自動車リサイクル」に触れる機会を創出・提供する。

また、適切なタイミングで情報発信を行うことにより各施策の相乗効果を狙う。

6. 自動車リサイクルの高度化に向けた情報収集・発信

自動車リサイクルに関連する統計情報や各国の政策・規制動向等の基礎的な情報を収集・調査し、広く発信・共有する。具体的には以下の(1)から(2)のとおりである。

(1) 情報の収集・調査

調査研究機関、メディア、識者及び事業者の協力を得て、国内外における資源循環の動向並びに自動車リサイクルの高度化を目指した事業者の取組事例を収集・調査する。

(2) 情報の発信・共有

ウェブページやニュースレター等の情報共有ツールを活用するとともに、「自動車リサイクル会議」や「オンラインセミナー」の実施を通じて、自動車由来資源の高度循環及び適正処理の促進に資する情報を、自動車リサイクルに関心を有する層に向けて広く発信・共有する。

7. 国際協力に係る事業

諸外国で事業を展開する関係者や政府機関等からの要請に応じて、諸外国における自動車リサイクル制度の立ち上げを支援する。また、諸外国関係者に対し、日本の自動車リサイクル制度の意義や仕組みを紹介する活動にも取り組む。

なお、【公1】自動車リサイクルに関する事業の実施にあたっては、リサイクル料金の收受、電子マニフェスト報告等に関するコンピュータシステムが必要となるため自動車リサイクル情報システムを構築し運用している。

また、令和8年1月に本番稼働を開始した新情報システムの安定稼働を維持するだけでなく、その稼働状況や利用者からの要望等を整理し、必要な対応を検討・実装する等の改善サイクルを回し、自動車所有者及び関連事業者の更なる利便性向上を図るとともに、新機能を活用した自動車リサイクルの高度化にも取り組む。

【公2】二輪車リサイクルに関する事業

<基本方針>

本財団は、国内二輪車製造事業者4社が自主取組として運営する二輪車リサイクルシステム(以下「二輪車リサイクル」という。)の安定運用へ貢献し、その普及に努めている。

令和8年度においても、国内二輪車製造事業者4社から受託した会議体等の運営事務局業務、二輪車リサイクルの社会的周知を図るためのユーザー及び地方公共団体等を対象とした広報活動、コールセンターの運営業務等を通じた二輪車リサイクルの安定運用への貢献及びその普及啓発に取り組む。

<事業内容>

令和8年度に二輪車リサイクルに関する業務として実施する主要な事業は以下のとおりである。

1. 二輪車リサイクル運営事務局を通じた貢献

二輪車製造事業者を始めとした関係者が主催する会議体の運営事務局業務を着実に対応するとともに、電動二輪車の普及に伴う使用済みリチウムイオンバッテリーの回収・処理を始めとした各種課題に対応する。

また、輸入事業者の二輪車リサイクルへの加入等の手続に関する窓口業務を着実にを行うとともに、手続に滞りが生じないように、関係者と連携して事業者への周知及び支援を行う。

2. 社会認知度向上に向けた取組み

ユーザー及び地方公共団体等への広報活動を通じて、二輪車リサイクルの安定運用及び社会的周知に取り組む。主な実施内容は以下のとおりである。

(1) ウェブページの維持・管理及び改善等

情報発信の基盤である二輪車リサイクルに関するウェブページの維持・管理を通じて情報の受け手に分かりやすく発信する。

また、二輪車リサイクルの安定運用に資する事業者の加入等に関する情報や指定引取窓口の変更情報を始めとした各種情報を滞りなく適切に発信する。

(2) ユーザーに対する直接訴求に向けた取組み

東京・大阪で開催されるモーターサイクルショーなどのイベント出展や各種施策を本財団広報・理解活動推進部と連携を図りながら、二輪車リサイクルについてのユーザーへの普及啓発に取り組む。

(3) 地方公共団体と連携した地域ユーザーへの普及啓発

二輪車リサイクルの安定運用に向けて全国の地方公共団体に対して地域ユーザーに役立つ情報をタイムリーかつ着実に発信する。

また、地域ユーザーの満足度向上及び二輪車リサイクル以外の問合せの削減を目指し、一部の地方公共団体ウェブページに掲載される情報の表記見直しを働きかける。

3. コールセンターの維持・管理及び改善等

ユーザー、地方公共団体等からの二輪車リサイクルに関する問合せに適切に対応するとともに、コールセンターの効率的かつ安定的な運営に取り組む。

具体的には、コールセンターにおける対応の質を更に高め、月間応答率90%以上の維持に取り組むとともに、分析した問合せ内容に基づくFAQの充実化など、問合せ者の更なる満足度向上に取り組む。

4. 地方公共団体等による放置二輪車等の手続支援

地方公共団体等においては、放置二輪車等が二輪車リサイクルで取り扱うことができるか否かの判断や放置二輪車等の引渡しの日程調整を始め、手続が負担にならないように、簡便化を図るなど、更なる放置二輪車等の適切かつ滞りない引渡しに向けて取り組む。

以上